



自然環境の保全や生活環境の改善を目的に整備されている下水道。荒川右岸と左岸をつなぐ下水道管は、荒川の地下10mを横断しています(見学する小学校の子どもたち)



せきかわ浄化センター



村民の生命と財産を守るため、日頃から訓練や機械点検に励む消防団員の皆さん。団長以下、7つの分団410人の団員で組織されています

- 1 自然環境の保護
村の自然を守るために「環境基本計画」を策定し、開発には自然との調和に配慮します。
- 2 公害防止
村民や事業者に対する関係法令等の遵守と公害防止意識の啓発に努めます。
- 3 不法投棄の防止
関係機関と連携し、監視体制の強化と啓発活動に努めます。
- 4 交通安全
JR米坂線については、「米坂線整備促進期成同盟会」を主体に施設の推進に努めます。またバスの運行体制は、既存の廃止路線代替バス主体の運行体制を見直し、新たな総合交通体系の構築を目指します。
- 5 防犯対策
ネットワークの基盤整備を推進します。
- 6 防災・交通安全・防犯
また、地上デジタル放送への切り替えに向け、行政サービスについて研究を進めます。
- 7 情報収集力の強化、防災設備の整備、避難所と拠点施設の耐震化を進め、総合防災訓練を実施します。
- 8 高齢者や子どもと保護者への交通安全教育の充実と交通安全施設の整備を進めます。
- 9 防犯教育の充実を図り、自主防犯組織の活動支援と強化に努めます。

- 1 基本人権の尊重
人間が人間らしく生きるために「人権教育・啓発推進基本計画」を策定し、各種施策を実施します。
- 2 社会基盤・生活環境
「社会基盤・生活環境」

- 1 自然環境の保護
高速道路と地域高規格道路の整備促進のため、要望活動を強化します。
- 2 生活道路の整備
車道・歩道分離工事・未整備箇所の改良工事の早期完成を国や県に強く要望します。
- 3 公共交通機関対策
JR米坂線については、「米坂線整備促進期成同盟会」を主体に施設の推進に努めます。またバスの運行体制は、既存の廃止路線代替バス主体の運行体制を見直し、新たな総合交通体系の構築を目指します。
- 4 情報通信システムの構築
ユビキタスネットワーク(誰でも・どこでも・いつでもネットワーク)の基盤整備を推進します。
- 5 防災・交通安全・防犯
また、地上デジタル放送への切り替えに向け、行政サービスについて研究を進めます。
- 6 村と村民の協働
災害時を想定して行われた集落避難訓練(大島)
- 7 交通安全指導
路線バスは通勤・通学など村民の大好きな足
- 8 若者の定着・交流居住
みんなで約束「ルールを守って道路を歩こう」と、保育園児への交通安全指導
- 9 配偶者対策の施策推進
若者グループ等の活動を支援し、各グループ間の交流を推進します。

● 第二節 〈社会基盤・生活環境〉



第5次総合計画

豊かで住みよい活気ある村



1971(昭和46)年に総合計画を策定して以来、1981(昭和56)年に新総合計画、1986(昭和61)年に第3次総合計画、1992(平成4)年に第4次総合計画を策定し、実現に向かって進んできました。いよいよ2006(平成18)年から2015(平成27)年の10年間の

第5次総合計画が動き出しています。

国の行財政改革による、市町村合併が推しつけられるなか、私たちは自立の道を歩むことを選択したのです。少子高齢化・過疎化・財政など、さまざまな問題をかかえるなかで、わたしたちの村の今後を示す最上位の計画です。関川村むらづくり基本条例の本旨に沿つて、村民と行政が協働して村づくりを進めしていくために第5次総合計画はあります。

- 1 若者定着のための施策推進
若者グループ等の活動を支援し、各グループ間の交流を推進します。
- 2 配偶者対策の施策推進
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。

- 3 交流居住と定住の促進
若者グループ等の活動を支援し、各グループ間の交流を推進します。
- 4 配偶者対策の施策推進
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。

- 1 生活環境の整備
上水道・下水道、廃棄物の減量とりサイクル対策、一般焼却施設の整備を進めます。
- 2 住宅の対策
宅地造成と分譲、公営住宅の補修・改修、空き家情報の収集と提供に努めます。

- 3 生活環境
1 生活環境の整備
上水道・下水道、廃棄物の減量とりサイクル対策、一般焼却施設の整備を進めます。
- 4 資源エネルギーの有効利用
関川村地域新エネルギー・ビジョンを基に、環境づくりの研究を進めます。

- 5 交通・通信体系
1 幹線道路の整備
高速道路と地域高規格道路の整備促進のため、要望活動を強化します。
- 6 防災・交通安全・防犯
1 危機管理体制の整備
危機管理体制と危機管理マニュアルを整備し、集落防災計画に基づいた体制を整備します。
- 7 村と村民の協働
また、武力攻撃事態等に対応する「国民保護計画」の策定を行います。
- 8 若者の定着・交流居住
1 集落の機能強化と協働の推進
全集落で策定された集落活性化計画に基づき、村と集落の協働の推進に努めます。
- 9 第八項
若者の定着・交流居住
2 コミュニティ組織の機能強化
活動を支援し、行政の一翼を担う意識を醸成します。また、コミュニケーション組織の位置付けや役割などについて議論を深める機会をつくります。
- 10 第九項
若者の定着・交流居住
3 男女共同参画に向けた施策の推進
「関川村男女共同参画計画(仮称)」を策定し、各種委員及び審議会の女性参画率を高めます。
- 11 第十項
若者の定着・交流居住
4 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導

- 12 第十一項
若者の定着・交流居住
5 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 13 第十二項
若者の定着・交流居住
6 防犯教育の充実を図り、自主防犯組織の活動支援と強化に努めます。
- 14 第十三項
若者の定着・交流居住
7 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 15 第十四項
若者の定着・交流居住
8 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 16 第十五項
若者の定着・交流居住
9 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 17 第十六項
若者の定着・交流居住
10 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 18 第十七項
若者の定着・交流居住
11 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 19 第十八項
若者の定着・交流居住
12 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 20 第十九項
若者の定着・交流居住
13 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 21 第二十項
若者の定着・交流居住
14 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 22 第二十一項
若者の定着・交流居住
15 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 23 第二十二項
若者の定着・交流居住
16 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 24 第二十三項
若者の定着・交流居住
17 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 25 第二十四項
若者の定着・交流居住
18 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 26 第二十五項
若者の定着・交流居住
19 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 27 第二十六項
若者の定着・交流居住
20 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 28 第二十七項
若者の定着・交流居住
21 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 29 第二十八項
若者の定着・交流居住
22 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 30 第二十九項
若者の定着・交流居住
23 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 31 第三十項
若者の定着・交流居住
24 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 32 第三十一項
若者の定着・交流居住
25 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 33 第三十二項
若者の定着・交流居住
26 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 34 第三十三項
若者の定着・交流居住
27 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 35 第三十四項
若者の定着・交流居住
28 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 36 第三十五項
若者の定着・交流居住
29 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 37 第三十六項
若者の定着・交流居住
30 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 38 第三十七項
若者の定着・交流居住
31 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 39 第三十八項
若者の定着・交流居住
32 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 40 第三十九項
若者の定着・交流居住
33 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 41 第四十項
若者の定着・交流居住
34 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 42 第四十一項
若者の定着・交流居住
35 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 43 第四十二項
若者の定着・交流居住
36 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 44 第四十三項
若者の定着・交流居住
37 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 45 第四十四項
若者の定着・交流居住
38 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 46 第四十五項
若者の定着・交流居住
39 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 47 第四十六項
若者の定着・交流居住
40 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 48 第四十七項
若者の定着・交流居住
41 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 49 第四十八項
若者の定着・交流居住
42 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 50 第四十九項
若者の定着・交流居住
43 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 51 第五十項
若者の定着・交流居住
44 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 52 第五十一項
若者の定着・交流居住
45 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 53 第五十二項
若者の定着・交流居住
46 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 54 第五十三項
若者の定着・交流居住
47 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 55 第五十四項
若者の定着・交流居住
48 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 56 第五十五項
若者の定着・交流居住
49 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 57 第五十六項
若者の定着・交流居住
50 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 58 第五十七項
若者の定着・交流居住
51 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 59 第五十八項
若者の定着・交流居住
52 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 60 第五十九項
若者の定着・交流居住
53 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 61 第六十項
若者の定着・交流居住
54 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 62 第六十一項
若者の定着・交流居住
55 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 63 第六十二項
若者の定着・交流居住
56 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 64 第六十三項
若者の定着・交流居住
57 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 65 第六十四項
若者の定着・交流居住
58 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 66 第六十五項
若者の定着・交流居住
59 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 67 第六十六項
若者の定着・交流居住
60 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 68 第六十七項
若者の定着・交流居住
61 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 69 第六十八項
若者の定着・交流居住
62 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 70 第六十九項
若者の定着・交流居住
63 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 71 第七十項
若者の定着・交流居住
64 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 72 第七十一項
若者の定着・交流居住
65 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 73 第七十二項
若者の定着・交流居住
66 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 74 第七十三項
若者の定着・交流居住
67 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 75 第七十四項
若者の定着・交流居住
68 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 76 第七十五項
若者の定着・交流居住
69 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 77 第七十六項
若者の定着・交流居住
70 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 78 第七十七項
若者の定着・交流居住
71 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 79 第七十八項
若者の定着・交流居住
72 防犯対策
都市住民の交流居住や、リートアーナーによる定住を重視する過疎対策と位置づけ、施策を重要な積極的に推進します。
- 80 第七十九項
若者の定着・交流居住
73 交通安全
交通安全指導員による子どもたちへの交通安全教室では、自転車の止まり方や交差点の渡り方をていねいに指導
- 81 第八十項
若者の定着・交流